

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまわ

令和3年 11月号 No.836

Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ



～島根県の名所空撮～
安来市 清水寺

鬱蒼と茂る杉林を登ると瑞光山の山腹にある「清水寺」。尊隆上人により開基され、盛時には伽藍四十八坊を有し山陰一の天台宗の大霊場として有名。荘厳な空気の中、厄払いの祈禱を主とするお寺として、多くの参拝客が訪れています。

社会保険手続きは電子申請が便利ですよ！

賞与支払届を電子申請で届出ませんか。

電子申請のメリットは？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。

手数料はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を始めることができます。

電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。

日本年金機構 電子申請 検索

従業員の適用について

従業員の適用の考え方

厚生年金保険・健康保険は、会社（事業所）単位での適用事業所となり、その事業所に常用的に使用される人は全て被保険者になります。

※厚生年金保険の被保険者は、原則70歳に達するまで加入し、70歳以降は「70歳以上被用者」として適用します。

加入要件を満たす方＝被保険者

役員・法人の代表者・正社員・アルバイト・パート・外国人・試用期間中の人

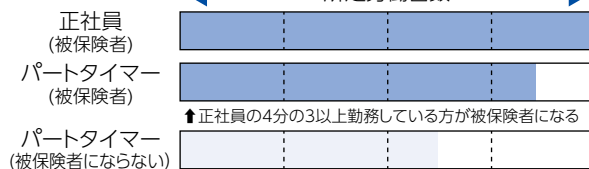
国籍、年齢、身分などは問いません

労働・労務

報酬・賃金

適用事業所

所定労働時間
所定労働日数



厚生年金保険・健康保険の加入要件

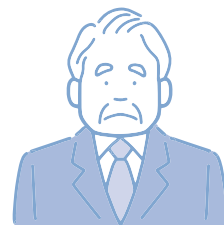
正社員のほか、勤務日数や勤務時間の少ないパートタイマー・アルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である方は、被保険者になります。

※一定規模以上の企業は、4分の3未満であっても短時間労働者として適用されることがあります。

役員の適用の考え方

法人の役員は、勤務日数や勤務時間によらず、業務の実態により適用の有無を判断します。

※法人の役員とは…会社法等の規定により法人（商業）登記簿謄本の「役員に関する事項」に登録されている役員や組織規程などに規定されている役員のことです。



法人の役員の加入要件…以下の①及び②のいずれにも該当する場合は、厚生年金保険等の被保険者であると判断します。

① 役員の業務が、経営参画を内容とする経常的な労務の提供に該当する（経営にかかる決定権や従業員への指揮命令権を有している）

② 役員の報酬が、業務の対価としての経常的な支払に該当する（実費弁償的な支払ではない）

※個別具体的な実態を確認して被保険者資格の有無を判断します。

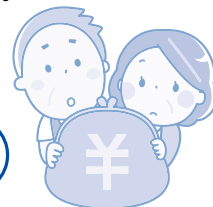
養育期間標準報酬月額特例申出書の添付書類について

3歳に満たない子を養育している被保険者が養育特例の申出をする場合、被保険者は、事業主を経由して養育特例申出書を提出します。この養育特例申出書の提出に当たっては、「養育（同居）することとなった日」の確認を行うため、住民票の添付が必要です。

令和3年10月11日から、養育特例申出書に新たに「養育される子の個人番号」欄を追加し、「申出者（被保険者）」と「養育される子」の個人番号がどちらも記入されている場合は住民票の添付が省略可能となりました。

なお、旧申請書による届出については、備考欄に「養育する子の個人番号」を記載してください。

※養育する子の生年月日及び申出者との身分関係については、引き続き、戸籍謄（抄）本等で確認を行います。



11月は、ねんきん月間です

いい 未来 **11月30日は、「年金の日」です**

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670



協会けんぽ島根支部より大切なお知らせ

病院は診療時間内の受診を心がけましょう！

休日や夜間に急病になったとき、診療してくれる医療機関は心強い存在です。しかしながら、診療時間外に受診すると、割増料金がかかり、医療費が高額になることをご存じでしょうか？

金額（6歳以上）

※6歳未満の乳幼児には別途加算があります。

初診料	2,880円
再診料	730円



初診料・再診料にプラスされる料金

時間外加算	休日加算	深夜加算
おおむね8時前と18時以降 土曜日は8時前と12時以降	日曜・休日・年末年始	22時～6時
850円	2,500円	4,800円
650円	1,900円	4,200円

医療崩壊を防ぐために

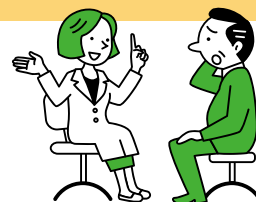


本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。安易な診療時間外の受診は、医療スタッフの負担が過重になるとともに、一刻を争う救急患者の受け入れや、入院患者の急変時に支障が生じてしまいます。

診療時間外は、医師や看護師などの医療スタッフを減らし、医療体制を縮小しています。そのため、診療時間内と同様の医療を受けることが難しい場合があります。

診療時間外には限られた検査や治療しかできず、後日、あらためて診療時間内に受診が必要になる場合もあり、結果的に労力もお金もかかってしまいます。

再受診が必要に?!



「かかりつけ医」を持ちましょう！

かかりつけ医とは？

かかりつけ医とは「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと」です。（日本医師会より）

3つの安心ポイント

その1 あなたの状態に応じた診療で安心！

その2 診断に応じて、適切な病院を紹介してもらえて安心！

その3 かかりつけ医からの大病院の紹介は、特別料金がかからなくて安心！

困ったら... ども医療でんわ相談

「こどもの様子がおかしい」「救急車が必要？」

困ったときは小児科医師や看護師に電話で相談できる「ども医療でんわ相談」をご利用ください。

8 0 0 0



信頼できる「かかりつけ医」を見つけて、必要な時に正しい医療が受けられる環境づくりをしていきましょう！



お知らせ 冬期助成事業(ボウリング・スケート・温泉利用など)は12月1日開始です。

助成事業の対象は、令和3年度の社会保険協会費を納めていただいている会員事業所の被保険者及び被扶養者の皆様です。

今月の「社会保険しまね(11月号)」に同封してお送りした利用助成券をご活用ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対象施設では営業時間の短縮、利用制限、休館等の対策が行われる場合があります。ご利用に際しては、対象施設のホームページ等でご確認をお願いします。



報告 令和3年度「社会保険実務初任者講座〈益田〉」が終了しました

益田市民学習センターを会場に、9月2日、9日、16日の3日間に分けて開催し、社会保険事務経験が1年未満の担当者の方8人が受講されました。参加者の皆さんは、採用・退職時等に必要の各種届出、社会保険料の計算と納付方法、健康保険の給付及び年金給付等について熱心に受講されていました。



報告 令和3年度「健康保険給付実務講座」が終了しました

今年度が4回目の開催となったこの講座は、「協会けんぽ届出ガイド」をテキストとして、健康保険の給付実務について解説させていただきました。

講座では、制度の概要(健康保険制度のしくみ、どんなときにどんな給付が受けられるか等)、支給申請書作成上の注意及び支給申請書の書き方などを説明いたしました。また、勤務状況等の具体例を用いた傷病手当金支給問題の解説や、例題を参考に傷病手当金支給申請書類を作成する実務も経験していただきました。

今回は、松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田の6会場合計で55人の方々に受講していただきました。ありがとうございました。



報告 社会保険ソフトボール大会〈益田会場〉が終了しました

去る10月31日(日)益田市夕々茂コミュニティ広場において、第29回益田・鹿足地区大会が開催されました。当初は7月25日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期した代替開催です。

大会は、さわやかな秋晴のもと4チーム参加によるトーナメント方式で開催され、優勝目指して熱戦が繰り広げられました。

試合結果等は次のとおりです。

試合結果

- 優勝：益田地域医療センター医師会病院
 - 準優勝：株式会社 和興
 - 最優秀選手：原内一星(医師会病院)
 - 優秀選手：瀧本哲也(和興)
- ※ホームページに写真などを掲載しています。



お知らせ Webセミナー開催中

「社員の採用と社会保険の手続(約30分)」の第4回募集を行なっています。

- 募集期間：11月15日から12月5日まで
 - 動画配信：12月6日から12月31日まで
- 当協会ホームページから申し込んだ方へ動画閲覧用パスワード等をお送りします。詳細は、ホームページ「事業案内→講習会・セミナー」でご確認願います。

社会保険しまね

検索

<https://www.shimane-shahokyo.or.jp/>



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>

島根県社会保険協会 <https://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者 | (一財)島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2021.11.17発行

通巻 836号

※次回の発行については令和4年1月を予定しております。